

# 木造住宅の耐震性を高めるために

地震による住宅の被害を最小限にするためには、住宅の耐震性の確保が重要です。市では、市内の木造住宅を対象に、耐震診断（一般診断法による診断）を行う耐震診断士を派遣しています。あわせて、診断士による診断結果の説明や補強方法等についてのアドバイスも行います。

診断の結果、耐震性が低いと判定された住宅については、耐震改修に対する補助制度があります。各制度内容については、次のとおりです。

## 木造住宅耐震診断士派遣事業

▼対象 次の要件をすべて満たす住宅

①昭和56年5月31日以前に着工され、現に完成している木造住宅

②延べ床面積の2分の1以上が住宅の用に供されているもの

③丸太組構法の住宅、旧建築基準法38条認定および型式適合認定によるプレハブ工法以外の木造住宅

▼費用 3千円

▼募集戸数 先着順30戸

▼受付期間 4月15日～平成26年1月31日（募集戸数に達し次第、受付終了）



イラストは「地震：その時に備えて」（財団法人消防科学総合センター）より

## 木造住宅耐震改修費助成事業

概要については、下表のとおりです。

▼申請方法 申請書に必要書類を添えて住宅所有者または居住者が申請

▼受付期間 4月15日～平成26年1月31日

※申請前に契約および着工しているものは対象外。賃貸住宅は所有者の同意が必要。

丸太組構法の住宅、旧建築基準法38条認定および型式適合認定によるプレハブ工法の住宅は対象となります。

◆問い合わせ

都市計画課

■ 木造住宅耐震改修費助成事業の内容

| 工事の種類    | 対象工事費に対する補助率 | 補助限度額(万円) | 募集戸数<br>先着順(戸) | 対象となる条件(①～④すべてに該当すること)       |                          |                     |                         |
|----------|--------------|-----------|----------------|------------------------------|--------------------------|---------------------|-------------------------|
|          |              |           |                | ①                            | ②                        | ③                   | ④                       |
| 耐震改修工事   | 3/4          | 90        | 20             | 昭和56年5月31日以前に着工され、現に完成している住宅 | 耐震診断の結果、評点が1.0未満と診断されたもの | 改修後の評点1.0以上に向上させるもの | 延べ床面積1/2以上を住宅の用に供しているもの |
| 簡易耐震改修工事 | 3/4          | 30        | 5              | ○                            | ○                        | ○                   | ○                       |
|          |              |           |                | ○                            | ○                        | ○※(注)               | ○                       |

※簡易な改修の方法により耐震性を向上させるもの。

## 住宅等の増改築には、京都府産木材の利用を

京都府産木材の利用拡大を目的として、住宅・店舗・事務所の増改築に、京都府産木材を使用した場合、木材購入費に助成をします。

木材は断熱性が高く、調湿作用がある、人に優しい素材であり、再使用・再利用・再生可能な資源でCO<sub>2</sub>を貯蔵し、地球温暖化防止に貢献する環境にやさしい素材です。

住宅等の増改築には、京都府産木材を利用しましょう。

※木造住宅耐震改修費助成事業に活用できる場合があります。

▼対象となる条件 市内にある住宅・店舗・事務所の増改築に、京都府産木材を0.3㎡以上使用した場合（木造住宅耐震改修を含む）

▼助成額 京都府産木材購入費の2分の1以内で、住宅の場合は20万円、店舗・事務所は30万円を限度として助成（1住宅等あたり）。

詳細については、市のホームページをご覧ください。か、お問い合わせ下さい。

◆問い合わせ 農業振興課

## 耐震改修工事で固定資産税を減額

住宅（昭和57年1月1日以前から存在する住宅で賃貸住宅を除く）の耐震改修工事を実施した場合、工事完了の翌年度よりその家屋の固定資産税額（120㎡相当分までに限る）の2分の1を減額します。

詳細については、お問い合わせください。

◆問い合わせ 課税課

## 認定長期優良住宅新築で固定資産税を減額

「認定長期優良住宅」を新築した場合、その家屋の固定資産税額の2分の1相当額を減額します。

▽認定長期優良住宅とは 長期にわたる良好な状態で使用することができるよう

に、長期使用構造等が講じられた優良な住宅であると認定し、京都府知事が認定した住宅です。

▽減額される住宅の要件

①平成21年6月4日から平成26年3月31日までに新築された住宅②併用住宅の場合、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上であること③床面積は、専用住宅が50㎡以上280㎡以下、併用住宅は居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下

▽減額の範囲 居住部分（120㎡以下相当分に限る）の固定資産税額の2分の1

▽減額の期間 3階建て以上の準耐火構造および耐火構造住宅は新築後7年間。それ以外の住宅は新築後5年間

▽手続き 認定を受けて新築された住宅であることを証明する書類（認定通知書）の写しを添付して、家屋を新築された翌年の1月31日

## 春です！ 戸外に出て、気軽にストレッチをしませんか？

### 健康遊具を設置しました



ぶら下がり



ツイストチェア



さつき近隣公園に3基（ツイストチェア、ぶら下がり、背のばし）の健康遊具を設置しました。健康遊具は、誰でも気軽に利用でき、基本的なストレッチや運動不足の解消に効果的な器具で、楽しみながら気軽に体力づくりができます。また、体を動かすことで、介護予防にもつながります。

さつき近隣公園のほか、男山レクリエーションセンター、あらかし近隣公園、くすのき近隣公園、さくら近隣公園、きんめい近隣公園に設置しています。

使用方法については、使用案内板を設置していますので、ご覧ください。

◆自分の体力に合わせて、無理をせずに使用してください。

◆問い合わせ まちづくり推進課



背のばし

までに申請してください。

\*\*\*

この減額と新築住宅に係る軽減を重ねて受けることはできません。他にも、「バリアフリー改修」「熱損失防止改修」を実施し、その改修が一定の条件に当てはまる場合、固定資産税が減額されます。

◆問い合わせ 課税課